

## 意見書第72号

### 有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月19日提出

提出者 枚方市議会議員 泉 大介  
岡 市 栄次郎  
志 甫 直哉

〈提案理由〉

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求めるため。

## 有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

選挙は、国民主権の根幹をなす民主主義の基盤であり、その自由及び公正は、何よりも優先して守られなければなりません。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための知る権利は、自由で公正な選挙を支えるために不可欠な要素です。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、継続的に大声で罵声を浴びせ太鼓を打ち鳴らす等、候補者の訴えをかき消す行為が確認されています。

これらの行為は、明らかに単なる意見表明の域を超え、演説を聞こうとする有権者の知る権利を直接的に侵害するとともに、候補者の選挙運動を妨害するものであり、日本国憲法第21条により表現の自由が保障され、最大限尊重されるべき重要な権利であるとされているとはいえ、他者の権利を侵害し、選挙の自由及び公正を破壊する行為までもが正当化されるものではありません。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い自由な意思形成を妨げる行為は、民主主義の前提条件そのものを揺るがす点において極めて悪質であり、決して看過されてはならないものです。

よって、政府は、有権者の知る権利と自由で公正な選挙を断固として守るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 知る権利は、自由で公正な選挙を支える不可欠な要素であることから、様々な場面で知る権利の保護について、議論を進めること。
2. 選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害との線引きを具体的に整理し、現場の取締りや選挙管理実務における判断基準が統一されるよう、国として、速やかに明確な指針を策定するとともに、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

## 意見書第73号

### 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月19日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

#### 〈提案理由〉

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求めるため。

## 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰が市民生活を圧迫し、中小企業や小規模事業者（以下「中小企業等」という。）に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働く非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活状況は深刻です。労働者の暮らしを守り、我が国の経済を回復させるには、最低賃金の抜本的改善を行い、GDPの約6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環を生み出す必要があります。

2025年の地域別最低賃金額は、最高額の東京で時給1,226円、大阪で時給1,177円、最低額の県で時給1,023円にすぎず、また、賃金改定の発効日の先送りが急増し、近隣地域との間で格差が生じており、このような状況では、最低賃金法第9条第3項の労働者の健康で文化的な最低限度の生活を確保することはできません。

人口の一極集中や若者の都市部への流出が止まらない中で、最低賃金額の低い地域の経済を疲弊させ、あらゆる生活と経済格差につながっている地域別最低賃金制度は、我が国の経済をゆがめる原因となっています。

よって、国会及び政府は、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保し、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 最低賃金に係る取扱いが全国一律制度となるよう法改正を実施すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金を直ちに時給1,700円に引き上げ、さらに時給2,000円を目指すこと。
3. 最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業等への支援策を抜本的に拡充、強化すること。
4. 最低賃金法第14条第2項の「（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」の文言を削除し、同法第1条に定められた目的である賃金の最低限の保障による労働条件の改善を図り、労働者の生活安定の早期の実現に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

## 意見書第74号

### 公契約法の制定を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月19日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

公契約法の制定を求めるため。

## 公契約法の制定を求める意見書

国や地方自治体では、財政健全化や行財政改革の名目で、多くの公共事業が民間に発注されてきました。こうした公契約については、業者間の競争が激化し、落札額の低下が進むことで、契約業者やその下請業者で働く労働者の賃金や労働条件の引下げ、公共サービスの質の低下などを引き起こしており、コロナ禍や自然災害における復旧、復興の取組過程で顕在化しています。

このような状況下でありながらも、公契約の適正化を推進する法律がないことから、地方自治体では、具体的な対策として、公契約条例を制定する動きが全国で急速に広がっています。公契約条例の制定は、ダンピング受注を排除し、適正価格で発注することを広く宣言することで、労働者の適正な賃金と公共サービスの質を確保し、地域経済を活性化するという、地方自治体としての強い決意を示すことにもつながります。

また、公共事業の現場で働く労働者は、公共サービスの重要な役割を担っているにもかかわらず、賃金は地域最低賃金近くとなっています。今日の長期にわたる実質賃金の低下や異常な物価上昇を考慮するのであれば、国が労働賃金の下限額を定め、賃金引上げと単価保障を実施し、労働者の生活と地元企業の経営を守ることを通じて、地域経済を活性化する役割を発揮することが必要です。

よって、政府は、国民が安心、安全に暮らせる質の高い公共サービスが受けられるように、公契約をめぐる現状や課題の把握、及び先進事例の調査、検証を実施し、早期に公契約法を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

## 意見書第75号

### 殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対する意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月19日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

#### 〈提案理由〉

殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対するため。

## 殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対する意見書

自由民主党の安全保障調査会は、令和8年2月25日に、防衛装備移転三原則の運用指針において、輸出を認める防衛装備を非戦闘目的（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定している現行ルールを撤廃し、殺傷能力を有する武器輸出を原則容認する提言をまとめました。自由民主党はこの提言を基に与党案を政府に提出し、政府はこれを基に、今春にも防衛装備移転三原則の運用指針を改定すると伝えられています。

自由民主党の提言案では、戦闘中の国への武器輸出は、特段の事情がある場合を除き、原則不可とし、歯止めをかけたとされていますが、特段の事情についての基準は示されておらず、また、輸出後に紛争当事国となった場合、輸出品を引き揚げることはできないなど、歯止めをかけることは困難です。

殺傷能力を有する武器輸出は、日本国憲法の平和理念とは相入れず、日本製の武器が他国の人々の命を奪うことは許されません。

これは、平和国家としての国際的信頼に関わる問題であり、事前や事後の国会の関与も含め、国会での論戦を通じた国民的議論が求められます。

よって、政府は、防衛装備移転三原則の運用指針を改定するにあたっては、国会において、十分な議論を尽くす時間を確保するとともに、日本国憲法の平和の理念を遵守し、殺傷能力を有する武器輸出の拡大につながる措置を講じないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

## 意見書第76号

### 高額療養費制度における自己負担限度額引上げの見直しを求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月19日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

#### 〈提案理由〉

高額療養費制度における自己負担限度額引上げの見直しを求めるため。

## 高額療養費制度における自己負担限度額引上げの見直しを求める意見書

政府は、2025年12月24日、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ案を  
発表しました。

今回の引上げ案は、長期療養者の自己負担額を引き下げる特例である多数回該当の  
金額の据置きや現役世代への年間上限の新設などで長期療養者に配慮する一方、自己  
負担限度額の一律引上げや所得区分の細分化が予定され、利用者の負担が大きくなる  
ものとなっています。

また、ほぼ全ての所得区分において自己負担限度額が引き上げられ、また、それ  
により月ごとの医療費が上限額に到達しなくなり、多数回該当が適用されなくなる患者  
が発生することも懸念されることから、長期療養者にとっても重い負担になります。

物価高騰で実質賃金が低下し、高額療養費制度を利用せざるを得ない重症疾患の患  
者を持つ家庭の家計は、医療費負担で逼迫しています。同制度を利用する患者は、病  
気で事業の休業や就労制限を余儀なくされ、所得が減少する中、貯蓄の取崩し等で治  
療費を捻出している状況もあり、自己負担限度額の引上げにより治療中断に追い込ま  
れかねません。

よって、政府は、当事者の声に真摯に耳を傾け、高額療養費制度における自己負担  
限度額の引上げを見直すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣